

一七・字堀切五二八・五二九
 いて次の図に示す部分に限
 については、主伐に係る伐
 採をする事ができる立木
 所在する市町村に係る市町
 で定める標準伐期齢以上の
 材は、次のとおりとする。
 度並びに植栽の方法・期間
 ありとする。
 のとおり一は、省略し、そ
 静岡県庁及び森町役場に備
 百九十二号
 年法律第二百四十九号)第
 により、次のように保安林
 十六日
 林水産大臣 山本 有二
 静岡県富士宮市上樋子字
 八五〇の一・二八五〇の二
 次の図に示す部分に限る。、
 五三、二八五四
 の流出の防備
 法
 採種は、定めない。
 採をする事ができる立木
 所在する市町村に係る市町
 で定める標準伐期齢以上の
 材は、次のとおりとする。

中ノ平一六九四の一、字クロキ山一七一五の三
 (次の図に示す部分に限る。)、一七一五の一、
 一七一五の四から一七一五の六まで
 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 ○国土交通省告示第六百四十七号
 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第七条第一号ロの規定に基づき、建設業法第七号イに
 掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成二十九年六月二十六日 国土交通大臣 石井 啓一
 建設業法第七号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する
 告示
 建設業法第七号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和四十七年建設省
 告示第三百五十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
 規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその表記部分に二重傍線を付した規定で改
 正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 許可を受けようとする建設業に関し経営 業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が 法人である場合において役員に次ぐ職制 上の地位をいい、個人である場合において は当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。以 下同じ。)にあつて次のいずれかの経験を有 する者。ただし、建設業法等の一部を改正 する法律(平成二十六年法律第五十五号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (平成二十八年六月一日)の前におけると び・土工工業業に関するイ又はロに掲げる 経験は、それぞれ解体工事業に関するイ又 はロに掲げる経験とみなす。 イ (略) ロ 六年以上経営業務を補佐した経験	一 許可を受けようとする建設業に関し経営 業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が 法人である場合においては役員に次ぐ職制 上の地位をいい、個人である場合において は当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。)に あつて次のいずれかの経験を有する者。た だし、建設業法等の一部を改正する法律(平 成二十六年法律第五十五号)附則第一条第 二号に掲げる規定の施行の日(平成二十八 年六月一日)の前におけるとび・土工工事 業に関するイ又はロに掲げる経験は、それ ぞれ解体工事業に関するイ又はロに掲げる 経験とみなす。 イ (略) ロ 七年以上経営業務を補佐した経験

二 許可を受けようとする建設業以外の建設 業に関し六年以上次のいずれかの経験を有 する者 イ 経営業務の管理責任者としての経験 ロ 経営業務の管理責任者に準ずる地位に あつて経営業務の執行に関して、取締役 会の決議を経て取締役会又は代表取締役 から具体的な権限委譲を受け、かつ、そ の権限に基づき、執行役員等として建設 業の経営業務を総合的に管理した経験	二 許可を受けようとする建設業以外の建設 業に関し七年以上経営業務の管理責任者と しての経験を有する者 (新設) (新設)
--	---

附則
 この告示は、平成二十九年六月三十日から施行する。
 ○防衛省告示第百二十一号
 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
 平成二十九年六月二十六日 防衛大臣 稲田 朋美

日 時	区 域
平成二十九年七月三日及び同月四日 (予備、同月五日)の〇八〇〇から一 七〇〇まで	五島列島南方の次の経緯度線により囲 まれる区域 (ア) 北緯三一度四七分一二秒 (イ) 北緯三二度二〇分一二秒 (ウ) 東経一二八度四五分五二秒 (エ) 東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等
 自衛艦九隻
 その他
 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が
 存在しないこと、また、射撃海面に
 船舶等が存在しないことを確認しな
 がら実施する。
 二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲
 揚する。

実施艦等
 自衛艦九隻
 その他
 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が
 存在しないこと、また、射撃海面に
 船舶等が存在しないことを確認しな
 がら実施する。
 二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲
 揚する。
 三 前記区域の各点の経緯度は、世界
 測地系の数値である。

日 時	区 域
平成二十九年七月三日及び同月四日 (予備、同月五日)の〇八〇〇から一 七〇〇まで	五島列島南方の次の経緯度線により囲 まれる区域 (ア) 北緯三二度四八分一三秒 (イ) 北緯三二度二九分五二秒 (ウ) 東経一三三度二九分五二秒 (エ) 東経一三三度二八分一三秒 (オ) 東経一三三度五九分五二秒 (カ) 北緯三二度三六分一三秒 (キ) 北緯三二度三六分一三秒 (ク) 東経一三三度三六分一三秒 (ケ) 東経一三三度三六分一三秒 (コ) 北緯三二度四八分一三秒 (カ) 東経一三三度三六分一三秒

○防衛省告示
 海上にお
 ける。
 平成二十
 九年六月
 二十六日
 防衛大臣
 稲田 朋
 美

日 時	区 域
平成二十九年七月三日及び同月四日 (予備、同月五日)の〇八〇〇から一 七〇〇まで	五島列島南方の次の経緯度線により囲 まれる区域 (ア) 北緯三二度四八分一三秒 (イ) 北緯三二度二九分五二秒 (ウ) 東経一三三度二九分五二秒 (エ) 東経一三三度二八分一三秒 (オ) 東経一三三度五九分五二秒 (カ) 北緯三二度三六分一三秒 (キ) 北緯三二度三六分一三秒 (ク) 東経一三三度三六分一三秒 (ケ) 東経一三三度三六分一三秒 (コ) 北緯三二度四八分一三秒 (カ) 東経一三三度三六分一三秒

実施艦等
 自衛艦九隻
 その他
 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が
 存在しないこと、また、射撃海面に
 船舶等が存在しないことを確認しな
 がら実施する。
 二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲
 揚する。
 三 前記区域の各点の経緯度は、世界
 測地系の数値である。